

7	取組項目 iii	介護予防・生活支援体制整備事業(生活支援体制強化事業)(医療介護基金)	(H30 終了) H29-30	2,520	0	2,012	市町・市町地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等	生活支援コーディネーターとその候補者に対して、基礎的な研修や実践的な研修を実施するとともに、取組の遅れている市町へアドバイザーを派遣し、実際に機能する生活支援体制の構築を図った。	活動指標	アドバイザーを派遣した市町数(市町)	5	8	160%	●事業の成果 ・県内7市町(対馬市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町、新上五島町)にアドバイザーを派遣した。H30年度中に新たに10市町において、生活支援コーディネーター及び協議体が設置されたが、全市町で設置されるまでには至らなかった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・研修会やアドバイザー派遣等により生活支援コーディネーター及び協議体の設置を推進し、各市町的生活支援サービス体制の整備に寄与した。
				2,913	0	2,392				5	7	140%		
					成果指標	生活支援コーディネーター・協議体設置市町数(市町)			21	9	42%			
						21			19	90%				
8	取組項目 iii	助け合い活動強化事業(医療介護基金)	(R元新規) R元-3				市町・市町地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等	生活支援コーディネーター等を対象として、基礎研修や実践研修を実施するとともに、市町が開催する勉強会等へアドバイザーを派遣し、有償ボランティアや常設型居場所などの助け合い活動として生活支援を行う団体の設立を促す。	活動指標	有償ボランティアや常設型居場所などに係る勉強会等へのアドバイザー派遣回数(回)	24			-
										成果指標	有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等(団体)	60		
		長寿社会課			4,400	0	2,391							
9	取組項目 iv	介護予防・重度化防止推進事業(認知症予防に資する取組への支援)(医療介護基金)	H30-R2				介護予防事業所、高齢者等	優れた介護サービスを提供し、利用者の要介護度改善や自立支援に成果を上げた介護事業所の評価・表彰を行った。また、各事業所で実施されている認知症予防の取組みを基に、サロンリーダーを養成した。	活動指標	要介護度改善に資する交付金の交付に応募した事業所数(箇所)	170	28	16%	●事業の成果 ・表彰の対象となる全介護事業所に周知したが、初年度で事業内容が十分浸透できず、28事業所からの応募にとどまった。このうち、審査会において最も優れた取組と評価された1事業所を表彰したほか、要介護度改善者数や人材育成の取組等を評価、得点化し一定の点数以上を獲得した7事業所に対し交付金を交付した。また、事業所の各取組について、ホームページで公表し、他事業所への普及を図った。サロンリーダーは、5介護事業所で198人を養成することができ、サロンにおける人材育成等に寄与した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・要介護度改善に資する事業所を表彰することにより、自立支援の取組の重要性を啓発し、事業所の改善意欲向上に寄与した。
										170				
		成果指標	要介護度改善により交付金を受けた事業所数(箇所)	10	7	70%								
			10											
10	取組項目 iv	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業(医療介護基金)	H27-	14,573	0	1,609	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	高齢者等の様々な状態に応じたリハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる支援体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進した。	活動指標	H29: 研修会開催回数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・医療機関等に勤務するリハビリテーション専門職が、市町において実施される介護予防事業・地域ケア会議等へ参画するための派遣体制システムの構築と、地域におけるリハビリテーション活動を担える人材の育成を図ることができた。
				H30-: 県リハビリテーション支援センターが開催する研修会回数(回)	2	2				100%				
		成果指標	H29: 研修修了認定者(人)	138	121	87%								
			H30-: 研修修了認定者が市町事業に参加した件数(件)	220	325	147%								
長寿社会課			16,024	0	2,791				320					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

○地域ケアシステムの構築推進

・県内124圏域で地域包括ケアシステムの早期構築を目指しており、そのため、構築状況を確認する評価基準(78項目)を定め、市町ごとに平成29年度の進捗状況について、自己評価を行ったところ、構築できた自己評価したのは、前年度から18圏域増加し、19圏域となった。評価結果をもとに各市町において今後取り組むべき項目や目標期間等を定めたロードマップを更新し、ロードマップに記載された取組等を県や市町の施策に反映させることで、早期構築に向けて取り組んでいる。また、都市型、過疎型、離島型の3モデル地区の構築手法や、すでに構築できた市町の取組状況を他市町へ横展開するとともに、特に支援が必要である以下の取組を推進する。

i)入院から在宅まで切れ目なく対応できるような医療と介護の連携を推進

- ・医療・介護連携を推進するため、県全体での研修会や保健所単位で医師会等の職能団体と連携し、多職種連携や看取り、入退院支援等、地域の実情に応じた研修会や検討会を開催したが、今後も高齢化や地域医療構想の実現等により、在宅において、医療や介護のサービスを必要とする人の増加が見込まれることから、入院から在宅まで切れ目のないサービスを提供するためには、各圏域における在宅医療拠点の整備等、医療・介護連携推進に向けた取組の充実を図る必要がある。
- ・医療・介護連携に関するノウハウや郡市医師会との連携が十分でない市町もあることから、二次医療圏または在宅医療圏ごとの在宅医療・介護連携推進事業にかかる市町の課題を踏まえて、保健所単位で解決策を検討し、具体的な仕組みづくりを進めていく。
- ・在宅での医療の提供にあたっては、訪問看護師の役割が重要であるが、県内の訪問看護事業所は、半数以上が小規模の事業所であり、地域偏在もある。また、医療の高度化、利用者ニーズの多様化に応じた訪問看護の知識や経験が必要であることから、県訪問看護サポートセンターを中心として、専門的技術研修等による人材育成や人材確保等、訪問看護事業所や訪問看護師を総合的に支援することにより、訪問看護師が活躍できる環境の整備が必要である。
- ・医療・介護に関わる質の高い人材の確保・育成や多職種連携のため、医療・介護の関係者等を対象とした研修会情報を一元化し、情報を必要とする人が必要な時に希望する研修等が受講できるよう関係者が容易にアクセス可能なポータルサイトを開設し、長崎市内にある職能団体を中心に周知を行ったところであり、今後、県内全域での周知、活用を図っていく。

ii)医療・介護等関係者が集まり、地域課題解決へ取り組む地域ケア会議の推進

- ・各市町における「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」の体制は、一定整備されているが、地域ケア会議の5つの機能である「1 個別課題の解決」、「2 地域包括支援ネットワーク構築」は進んでいる一方で、「3 地域課題の発見」「4 地域づくり資源開発」「5 政策の形成」までできていない市町が多く、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、地域ケア会議の5つの機能の充実を図っていく必要がある。
- ・県内で早くから自立支援型地域ケア会議に取り組んでいる佐々町での現地研修、自立支援の意義や専門職の役割を学ぶ研修会を開催したところ、500人近くの参加があり、自立支援型地域ケア会議の普及につながったが、課題解決に向けての施策実施まで至っていないため、引き続き市町を支援していく必要がある。

iii)掃除・洗濯・買い物支援などの生活支援サービス体制の整備

- ・取組が遅れている市町へのアドバイザー派遣のほか、生活支援コーディネーター等を対象とした養成研修を2回開催し、各市町から合計61名の参加があった。また、市町職員や生活支援コーディネーター等を対象とした情報交換会を開催することで、事業の周知・普及啓発を図り、新たに10市町が生活支援コーディネーターと協議体を設置したが、全ての市町における生活支援コーディネーターと協議体の設置には至らなかった。生活支援コーディネーターや協議体未設置の市町に対しては、先行事例の紹介や県事業の活用などを促し、県下全体の生活支援体制の整備を早急を図っていく。
- ・国においては、次期介護保険制度の議論の中で、要介護1、2の人々に対するサービス見直しについて検討がなされていることから、引き続き、生活支援コーディネーターの養成、資質向上を進めるとともに、地域で実際に機能する生活支援体制の整備や、生活支援を必要とする方々に対して、ボランティア等を立ち上げ、助け合いの具体的な仕組みづくりを推進していく必要がある。

iv)いつまでも元気で暮らすことができるよう介護予防を推進

- ①市町が実施する「地域ケア会議」「介護予防事業」に参画できるリハビリテーション専門職の育成に取り組み、H27～29の3か年で一定数(延375人)育成できたが、市町事業に関与している専門職はまだ少なく、一部の機関等に偏ったり、離島地区を中心に関与できる専門職が少ないことなどから、従事する専門職の負担が大きくなっているため、引き続き県リハビリテーション支援センターにおいて、育成した専門職のフォローアップや新たな人材養成のための研修会を実施する必要がある。
- ②現行の地域リハビリテーション支援体制は、旧79市町村の頃にできたものであるが、市町が実施する地域支援事業の創設により、より日常生活圏域に密着した地域リハビリテーションの支援体制が必要である。そのため、現状に即した地域リハビリテーション支援体制の再構築を図る必要がある。
- ③要介護認定率(特に要支援認定率)が高い本県においては、介護予防に重点的に取り組んでいく必要があるため、元気な状態から要支援状態の高齢者が気軽に通うことができる通いの場の設置を推進し、運動、栄養、口腔等に携わる専門職が通いの場に関与することで、効果のある予防を推進していく。
- ④優れた介護サービスを提供し、利用者の要介護度改善や自立支援に成果を上げた介護事業所を評価・表彰し、広く県内事業所に要介護度改善に対する意識向上や取組促進につなげていく。事業所の募集にあたっては、県老人保健施設協会や県老人福祉施設協議会等関係団体の協力を得ながら周知を図る。
- ⑤認知症予防を含めた介護予防・重度化防止を効果的に進めていく必要があることから、引き続き、介護事業所が実施する認知症予防に効果のある体操(コグニサイズ等)を取り入れたサロンリーダーを養成するとともに、養成したリーダーがサロン等で実践できるよう市町との連携強化を図っていく。

4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
2		在宅医療・介護連携体制構築支援事業(医療介護基金)	R元新規	②	各保健所において、短・中・長期的な視点での各圏域における支援目標を明確にし、在宅医療拠点の整備や多職種連携の推進、住民啓発等、各市町の在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を支援する。	現状維持
3	取組項目 i	訪問看護サポートセンター事業(医療介護基金)	訪問看護師の求められる人材育成像を作成し、キャリアに応じた研修会を行うことで訪問看護の質の向上を図るとともに、訪問看護に興味がある看護師等に対する入門研修会の回数を増やすことで訪問看護の人材確保につなげていく。	②	訪問看護の実態調査や各地域での意見聴取結果をふまえ、訪問看護の人材不足や事業所の経営安定等の課題解決に向けた施策を検討する。	改善
4		医療・介護多職種連携研修ネットワーク構築事業(医療介護基金)	多職種向けの研修会情報を一元化したポータルサイトにおいて、日程やテーマの重複防止等が図れる機能を追加することで、登録参加機関を増やしていく。	－	－	終了
5	取組項目 ii	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業(医療介護基金)	平成30年度に実施したモデル地区への支援を引き続き実施することでフォローアップを行うとともに、モデル事業で構築した手法や先進事例等を市町等に共有・横展開するための情報交換会を開催することで、地域包括ケアシステムの早期構築を図っていく。	②	市町の自己評価に対して各市町の特徴や課題等を整理した結果をフィードバックし、市町において評価結果をふまえロードマップを見直し、ロードマップの実践に対して県として支援すべき施策を検討する。	改善
6	取組項目 ii	介護予防・重度化防止推進事業(市町への介護予防事業への支援)(医療介護基金)	市町で開催されている自立支援型地域ケア会議を充実するため、自立支援型地域ケア会議を運営する市町の担当者、助言する立場の専門職等の研修会を実施することにより、自立支援型地域ケア会議の充実を図る。	②	市町が開催する自立支援型地域ケア会議で出された地域課題を市町の施策へ反映できるよう、引き続き、アドバイザー派遣等を実施するとともに、通いの場の創設・充実が進むよう施策を検討する。	改善
8	取組項目 iii	助け合い活動強化事業(医療介護基金)	R元新規	②	日常生活圏域において、有償ボランティアや常設型居場所などの助け合い活動として生活支援を行う団体が順次創出され、地域における助け合い活動が活性化するなど具体的な動きに繋がるようにアドバイザーの派遣や生活支援コーディネーターの養成等を行う。	現状維持
9	取組項目 iv	介護予防・重度化防止推進事業(認知症予防に資する取組への支援)(医療介護基金)	介護事業所の評価・表彰について、県老人保健施設協会、県老人福祉施設協議会等を通して周知を図る。また、養成されたサロンリーダーが地域でスムーズに活動できるように、市町との連携を図る。	②	多くの高齢者が通いの場への参加等、社会参加が進むよう県としての方針を検討する。	改善

10	取組 項目 iv	地域リハビリテーション 活動支援体制整備総 合事業 (医療介護基金)	県リハビリテーション支援センターや各地域リハビリテーション 広域支援センター、在宅支援リハビリテーションセンターそれ ぞれの役割を明確にし、各圏域の実情にあった支援体制を検 討するためのワーキンググループ会議を立上げる。	②	ワーキンググループ会議で示された方向性について、市町や関係機関・団体とも共有を図りながら、 地域リハビリテーション支援体制の再構築を進める。	改善
----	----------------	---	---	---	---	----

注：「2. 平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点